

規 則

「千曲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則千曲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修 一

千曲市規則第6号

千曲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

千曲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年千曲市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(介護支援専門員の員数基準)

第2条 条例第4条第2項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の23第3項の規定により法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第3条第1項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。条例第32条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第4条第1項中「第6条第4項」を「第6条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。